

## 長野市育児支援訪問員派遣業務委託仕様書

1 業務名 令和6年度長野市育児支援訪問員派遣業務

2 目的

本業務は、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦又はヤングケアラー等の居る家庭に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

3 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 業務の概要

(1) 委託者から長野市育児支援訪問員派遣委託を受け、対象者の家庭へ育児・家事援助等の支援員の派遣を実施すること。

(2) 実施後、翌月の15日までに実施状況報告書、利用確認票、支援報告書、費用請求書を市に提出すること。

なお、本業務の詳細については、別紙「長野市子育て世帯訪問支援事業実施要綱」のとおり

5 業務の内容

(1) 業務内容

支援員が対象者の家庭を訪問し、育児・家事援助等を実施する。

(2) 対象者

この事業の支援対象は、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により、市長が訪問による養育支援が必要であると認めた次に掲げるような状態にある家庭を対象とする。

- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ② 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童がいる家庭、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ⑤ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める家庭

(支援を要するヤングケアラー等を含む)

### (3)業務の流れ

- ① 保健師が乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が必要であると認めた場合、子育て家庭福祉課に連絡。
- ② 子育て家庭福祉課担当者と保健師が同行訪問し、利用者との面談を行い、申し込み手続きを行う。
- ③ 養育支援が必要と認められた利用者の支援を決定し、受託者が当該利用者の支援を行う。

### (4)支援日数及び時間等

- ① 原則3か月以内(ヤングケアラー等が居る家庭については期間未定)
- ② 午前6時から午後9時まで。
- ③ 1日につき2時間、1週間につき2日を限度。
- ④ 利用は1時間単位とする。

### (5)支援内容

育児・家事援助等

(沐浴の手伝い、子どものお世話、食事作り、掃除、洗濯、話し相手など)

## 6 訪問支援者の資格、研修等

- (1) 訪問支援は、子育て経験者、ヘルパー等(保育士、看護師、保健師等)が実施することとし、委託者において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施すること。

また、訪問支援者は、委託者からの求めに応じ、支援検討会議に出席すること。

- (2) 研修

受託者は、訪問支援者が育児支援等を適切に行えるよう研修を行い、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

また、委託者が実施する研修に参加すること。

- (3) 保険

訪問支援者は、損害補償保険等に加入すること。

## 7 実施状況の報告

受託者は、1ヶ月間に実施した委託事業について、翌月の15日までに実施状況報告書、利用確認票、支援報告書、費用請求書を委託者に提出すること。

また、毎月の定期的な報告のほか、委託者から求めがあった場合は、利用者の状況等随時必要な報告をすること。

## 8 委託料（令和6年度）

1時間あたりの委託料単価は、次の金額とする。

（消費税、交通費、駐車料金、保険料を含む）

時間	平日	土・日・祝日
6:00～8:00	2,600円	3,000円
8:00～17:00	2,200円	2,600円
17:00～21:00	2,600円	3,000円

委託者は、報告書及び請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うこととする。

## 9 支援実績

支援実績は、次のとおり。

年度	実支援 世帯(世帯)	延支援 世帯(世帯)	延支援 日数(日)	延支援 時間(時間)
平成26	30	104	629	1,250.40
平成27	47	157	953	1,901.20
平成28	59	191	1,080	2,149.00
平成29	63	200	1,167	2,330.00
平成30	59	182	1,047	2,093.00
令和元	80	259	1,454	2,903.00
令和2	72	238	1,351	2,690.00
令和3	100	335	1,793	3,582.00
令和4	119	392	1,951	3,866.00
令和5※	115	367	1,798	3,588.00

※令和5年度は、令和5年1月末時点の実績

## 10 その他

- (1) 同一同時間で最低2世帯の支援が可能であること。
- (2) 長野市個人情報保護条例に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。  
また、業務の執行上知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。  
なお、本業務により取得した個人情報は、当該業務終了後、直ちに適正な方法により廃棄すること。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また、本仕様書に定めのない事項については、速やかに委託者と協議すること。